

改正後	現行
産科医療確保事業等実施要綱 第１～第２ （略） 第３ 産科医療を担う産科医等の確保事業 １～２ （略） ３ 対象施設 以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。 （１） （略） （２） 合意書等には、産科医等の派遣計画を盛り込むなど、継続した産科医療の確保に努めること。 （３） （略）	産科医療確保事業等実施要綱 第１～第２ （略） 第３ 産科医療を担う産科医等の確保事業 １～２ （略） ３ 対象施設 以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。 （１） （略） （２） 合意書等には、<u>年間を通じた</u>産科医等の派遣計画を盛り込むなど、継続した産科医療の確保に努めること。 （３） （略）